十二　キャリアセンス

第一の十二の項に同じ。

2　測定器の条件

復調器は、試験機器が送出する送信信号を復調し、呼出名称が表示可能であること。

3　試験機器の状態

通常の使用状態とする。

4　測定操作手順

⑴　試験機器から電波を発射する。

⑵　試験機器が送信した呼出名称の内容が表示されること又は呼出名称を確認した結果が表示されることを復調器で確認する。

5　試験結果の記載方法

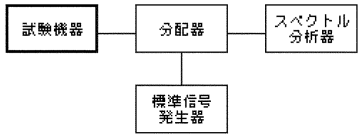
4⑵を確認できた場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

6　その他

復調器等の設定が困難な場合は、登録検査等事業者、製造業者等が測定したデータを書面にて提出することにより、測定結果とすることができる。

十二　キャリアセンス

1　測定系統図




2　測定器の条件

⑴　標準信号発生器を次のように設定する。

| | |
|---|---|
| 搬送波周波数 | 試験機器の送信周波数の中心周波数 |
| 変調 | 無変調 |
| 出力レベル | キャリアセンス動作を確認できるレベル<br>試験機器の受信機入力端で７μV以上出力できること。 |

⑵　スペクトル分析器を次のように設定する。

| | |
|---|---|
| 中心周波数 | 使用帯域の中心周波数 |
| 掃引周波数幅 | 300kHz |
| 分解能帯域幅 | 100kHz |
| ビデオ帯域幅 | 分解能帯域幅と同程度 |
| トリガ条件 | フリーラン |
| 検波モード | ポジティブピーク |

受信機入力端における受信機入力電圧は７μVとする。

3　試験機器の状態

試験周波数で受信状態にしておく。

4　測定操作手順

⑴　キャリアセンスが定められている無線設備の場合

ア　標準信号発生器の出力レベルを試験機器の受信機入力端で７μVに設定する。

イ　標準信号発生器を出力状態とする。

ウ　試験機器を送信動作にし、電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。

エ　試験機器を受信状態にする。

オ　標準信号発生器を出力しない状態とする。

カ　試験機器を送信動作にし、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。